

# 新NISA

## NISA(少額投資非課税制度) について

2024年1月から開始される新NISAに関してご案内申し上げます。  
パリミキアセットマネジメントでは「コドモファンド」と  
「浪花おふくろファンド」が成長投資枠の対象となっております。  
是非みなさまの資産形成にお役立てください。



PARIS MIKI ASSET MANAGEMENT

# NISA(少額投資非課税制度) とは

NISAとは投資で得られた利益（売却益）に税金がかからない制度です。課税口座（一般口座、特定口座）での投資では得られた売却益に約20%※の税金がかかりますが、NISAで運用した場合は売却益に対して税金がかかりません。その分、手取り額として手元に残る金額が多くなる点が特徴です。

※20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）

10万円の売却益がでた場合

NISA口座を利用しない運用



受け取れる金額 **8万円**

NISA口座で運用

利益のすべてが**非課税**



受け取れる金額 **10万円**

✓ NISA口座は複数の金融機関で開設することはできません。

※手続きについては当資料QAページの「Q3」をご参照ください。

パリミキアセットマネジメントでのNISA口座活用方法は次のページをご覧ください。



# コドモファンドと浪花おふくろファンドは 新NISA「成長投資枠」の対象です

## NISAの「つみたて投資枠」と「成長投資枠」について

新NISAでは「つみたて投資枠」と「成長投資枠」があり、それぞれ運用できる限度額と投資対象商品が設定されています。

コドモファンドと浪花おふくろファンドは「成長投資枠」の対象商品です。

※「つみたて投資枠」での購入はできません。

### NISA口座開設方法

NISA口座を利用するためには、口座開設入力フォーム内の「NISA口座の申込み」の項目で「利用する」にチェックを入れてお申込みください。

## 成長投資枠 について

年間投資上限	非課税保有期間	非課税保有限度額	投資対象商品	対象年齢
240万円	2024年1月～ 無期限	1200万円	上場株式 投資信託など	18歳以上※

※1月1日時点で18歳の日本居住者

(1月2日以降に18歳になる場合は翌年からNISA口座の開設が可能です)

## 「成長投資枠」での「積立投資」が可能です

コドモファンドと浪花おふくろファンドは、「成長投資枠」としてパリミキアセットマネジメントの「毎月つみたてサービス」がご利用いただけます。

## 毎月つみたてサービスは自動的にNISA口座で買付されます

NISA口座開設後、ご契約の毎月つみたてサービスの内容がそのままNISA口座に引き継がれるためNISA口座開設後は自動的にNISA口座優先での買付けとなります。

なお、毎月つみたてサービスの買い付け額が年間投資上限(240万円)を超えた場合は、課税口座での買付となります。つみたて金額の変更を希望される方は、「NISA申請書」にて申請をお願いいたします。



Q

A

# よくあるご質問

## Q1.NISA口座は自動的に開設されますか？

A. NISA口座を利用するためには、NISA口座開設届書類一式をご提出いただく必要があります。→必要書類については資料請求ページよりご請求ください。

NISA口座の開設がされていない場合は、課税口座（特定口座・一般口座）での買付けとなります。

## Q2.NISA口座での買付分から毎月つみたてサービスの金額を変更したい。

A. NISA申請書内の「②NISA口座成長投資枠」に変更後の金額をご記入のうえご提出ください。

NISA口座開設のみ申請いただいた場合は、現在のご契約内容（引落金額）がNISA口座に引き継がれます。

## Q3.現在、他社でNISA口座を開設しています。

### パリミキアセットマネジメントでもNISA口座を開設できますか？

A. NISA口座（一般NISA・積立NISA）を開設しておられる金融機関で「NISA口座の金融機関変更手続き」を行っていただき、「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」をお受け取りいただく必要があります。

お受け取りいただいた上記通知書と合わせてNISA口座開設届出書類一式をご提出ください。

## Q4.NISA口座はいつでも開設できますか？

A. 2024年1月から制度が恒久化され、いつでも口座開設ができますが、他社にNISA口座を開設されている場合はQ3のお手続きが必要です。

## Q5.特定口座または一般口座からNISA口座へ残高の移管はできますか？

A. 特定口座または一般口座からNISA口座への残高の移管はできません。

課税口座からNISA口座への残高の移動をご希望の場合は、一度課税口座の残高を売却後NISA口座で再度ご購入ください。（年間投資上限内であれば一括または分割でのご購入が可能です）

既にパリミキアセットマネジメントの課税口座で運用されている場合、新たにNISA口座を開設後、「毎月つみたてサービスのみNISA口座に変更」など両方の口座での運用も可能です。

## 新NISAに関するお問い合わせ先

お客様サポートチーム

お客様専用通話料無料ダイヤル:0800-5000-968

Email: support@pmam.co.jp